

野田市における個人情報保護制度の運用の手引

令和5年4月1日 策定

野田市総務部総務課

策定情報

令和5年4月1日	策定
----------	----

改訂情報

改訂年月日	改訂内容

【凡例】

「法」 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）

（※ ただし、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の条文における「規則」は、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を示す。）

「令和3年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

「条例」 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）

野田市における個人情報保護制度の運用の手引（ダイジェスト版）

この「野田市における個人情報保護制度の運用の手引（ダイジェスト版）」は、「野田市における個人情報保護制度の運用の手引」のうち、市の機関の職員が個人情報を取り扱う際に最低限必要となる情報をまとめたものである。ただし、ほかの情報も重要な事項であるため、職員においては、必ず本編を参照すること。

1～4 （略）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本編 P14 まで

5 適用の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本編 P15

・「個人情報」とは

法第2条第1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

詳細は、P17 参照のこと。

・「保有個人情報」とは

法第60条第1項

「保有個人情報」とは、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているものをいう。

詳細は、P17 参照のこと。

・「個人情報ファイル」とは

法第60条第2項

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう。

詳細は、P18 参照のこと。

6 個人情報等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本編 P22

・個人情報の保有制限

法第61条第1項

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報保有することができる。

詳細は、P22 参照のこと。

• 利用目的を超えた保有の制限

法第61条第2項

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

詳細は、P22 参照のこと。

• 利用目的の明示

法第62条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、原則、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。

詳細は、P23 参照のこと。

• 安全管理措置を講ずる義務

法第66条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

詳細は、P24 参照のこと。

• 職員の守秘義務

法第67条

職員等（受託者等を含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

詳細は、P26 参照のこと。

• 目的外利用・提供の制限

法第69条第1項

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

詳細は、P28 参照のこと。

• 目的外利用・提供ができる場合

法第69条第2項

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）。
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3号）。
- ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）。

詳細は、P29 参照のこと。

• 目的外提供に対する事前の異議申出制度

【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について

（野田市の対応）

「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について

平成30年度から施行された制度で旧条例第5条の2に規定されていたもの。

法令等の定めや本人の同意等ではなく、法第69条第2項第3号及び第4号を適用して保有個人情報を目的外に提供する場合（「当該保有個人情報が出版、報道等により公にされているとき」又は「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」を除く。）には、次の手順をとること。

- 1 当該提供の対象となる者（以下「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。
- 2 前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

「目的外提供に対する事前の異議申出制度」の運用要領

① 目的外提供が次の場合に当たるか検討する。

⇒ 当たらない場合は、異議申出制度を実施する必要はない。

ア 法令に基づかない場合 ⇒ 法令に基づく目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

イ 本人の同意がない場合 ⇒ 本人の同意がある目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

ウ 市の機関以外の者に保有個人情報を提供する場合であって、法第 69 条第 2 項第 3 号の「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」又は同項第 4 号の「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」を適用して保有個人情報を目的外に提供しようとする場合

② ①のアからウまでのいずれにも当たる場合は、次の手順で異議申出制度を実施する。

- ① 遅くとも提供開始の最低三か月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務課と協議する。
- ② 「相当の理由」又は「特別の理由」の有無について市の機関が自律的に判断するための判断材料とするため、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会に助言を求める。
- ③ 市の機関が自律的に目的外提供を決定する。
- ④ 事前に以下の事項を野田市報及び野田市のホームページにより周知する。
 - ・ 提供の趣旨
 - ・ 提供の内容
 - ・ 自己の情報が提供されることへの異議がある場合の申出の方法、期日
 - ・ その他事例に応じて周知すべき情報、対応すべき事項
- ⑤ 期日までに異議の申出があった者の情報については、提供する情報から除外する。
- ⑥ 提供を実施する。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）・・・・・・・・・・・・・・・・本編P35

・個人情報ファイル簿の作成・公表の義務

法第75条第1項

行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

詳細は、P35 及び「個人情報ファイル簿作成マニュアル」参照のこと。

8 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表（法第75条第5項、条例第4条）

・・・・・・・・・・本編P37

・個人情報取扱事務登録簿の登録

法第75条第5項

地方公共団体の機関においては、当該地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。

⇒ 野田市は、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条に個人情報取扱事務登録簿の登録を定めている。

詳細は、P37及び別紙「個人情報取扱事務登録簿記載マニュアル」を参照すること。

9 開示、訂正及び利用停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本編P38

法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができる。

（1）開示（法第76条～第89条）

・開示請求権

法第76条第1項及び第2項

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている。

・原則開示義務

法第78条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

• 開示決定期限等

法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項

行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から30日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない。

詳細は、P38～45 参照のこと。

（2）訂正（法第90条～第97条）

• 訂正請求権

法第90条第1項及び第2項

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。

• 訂正に理由があるときの訂正義務

法第92条

行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

• 訂正決定期限

法第93条第1項及び第2項並びに第94条第1項

行政機関の長等は、原則として訂正請求があった日から30日以内（法第91条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

詳細は、P45～48 参照のこと。

（3）利用停止（法第98条～第103条）

• 利用停止請求権

法第98条第1項及び第2項

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。

・利用停止決定期限

法第101条及び第102条第1項

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から30日以内（法第99条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

詳細は、P48～52 参照のこと。

10～16 (略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本編 P53～82

目次

1	本手引の目的	10
2	本手引の内容	10
3	野田市における個人情報保護制度の運用の経緯	10
4	令和3年改正法の概要と法改正に係る課題及び対応	12
	(1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要	
	(2) 法改正に係る課題及び対応	
5	適用の範囲	15
	(1) 法第5章の規律対象となる主体	
	(2) 法第5章の保護対象となる情報	
6	個人情報等の取扱い	22
	(1) 保有に関する制限	22
	(2) 取得及び利用の際の遵守事項	22
	(3) 安全管理措置等	24
	(4) 漏えい等の報告等	27
	(5) 利用及び提供の制限	28
	・【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について	31
	(6) 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供	32
	(7) 個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い	33
7	個人情報ファイル簿の作成及び公表	35
8	個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表	37
9	開示、訂正及び利用停止	38
	(1) 開示	38
	(2) 訂正	45
	(3) 利用停止	48
	(4) 審査請求	50
	(5) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	51
	(6) 開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め	51
10	行政機関等匿名加工情報の提供等	53

	(1) 行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務	
	(2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	
	(3) 行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務	
11	雑則	57
	(1) 適用除外等	
	(2) 開示請求をしようとする者への情報提供等	
	(3) 苦情処理	
	(4) 地方公共団体に置く審議会等への諮問	
12	罰則	59
13	個人情報保護委員会との関係	60
14	法と条例との関係	62
15	野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の逐条解説	64
16	個人情報保護制度の運用に当たって遵守すべき法令及び例規について	81

1 本手引の目的

本手引は、当市における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として定めるものである。

2 本手引の内容

本手引の内容は、令和5年4月1日から地方公共団体における個人情報保護に関する規律が個人情報の保護に関する法律の適用を受けることになったことから、主として法の規定に基づく各種手続の概要について解説するとともに、これまで当市が独自に行ってきた個人情報保護の取組を後退させることがないよう法の趣旨に反しない範囲で実施する措置について解説するものである。

3 野田市における個人情報保護制度の運用の経緯

個人情報保護制度については、自治体が国の法令に先駆けて制定してきた歴史がある。まずは、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例として昭和50年に全国で初めて東京都国立市で「国立市電子計算組織の運営に関する条例」が制定されるなど、昭和50年代で179団体が電算処理に係る個人情報保護に関する条例を制定していた（野田市では野田市電子計算組織の運営に関する規則を制定していた。）。

電算処理に係るものだけでなく個人情報全般を保護する条例としては、昭和59年に全国最初に、福岡県春日市で「春日市個人情報保護条例」が制定され、その後、多くの自治体で制定されるようになった。

野田市個人情報保護条例（「旧条例」）は、平成12年12月に制定された。これは、平成12年10月に国の個人情報保護法制化専門委員会により個人情報保護基本法制に関する大綱が示され、「地方公共団体は、本基本法制の趣旨にのっとり、その保有する個人情報に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないものとする」とされたことを受けたものである。

「地方の自主性・自律性を尊重する」という文言で修辭されてはいるが、実際のところ、地方公共団体が保有する個人情報に関する施策については、既に先行して形作られていたため、国では統一しきれず、「地方公共団体の自主的な取組が促進される必要がある」とされたものである。

その結果、「個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、野田市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的」（制定時第1条）として公布され、翌平成13年4月1日から施行された。

平成15年には、個人情報保護関連5法（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立し、個人情報保護に関する地方公共団体の責務及び個人情報の適正な取扱いについて地方公共団体が講ずべき施策が定められた。これを受けて、実施機関に対して実施機関が保有する個人情報

の利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を規定した。また、個人情報の取扱いに関する市民の信頼を確保するために、国家公務員に対する罰則の取扱いと同様、職員に対する罰則に関する規定を設けるとともに、不正に個人情報の開示を受けた者に対する過料の規定を設けた。

平成30年には、実施機関が公益上特に必要と認めて個人情報の目的外提供を行う場合には、その旨を事前に市民に周知し、異議の申出をした該当者の情報は提供情報から除外するという自己情報コントロール権に係る具体的な規定（目的外提供に対する異議申出制度）を追加したことをはじめ、旧条例における個人情報の定義を厳密にし、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「本人」について定義規定を追加した。また、個人情報取扱事務登録簿に記載すべき内容として、「事務の概要」、「外部委託の有無」、「電子計算機結合の有無」、「保存期間」を追加した。それ以外に、特にその取扱いに配慮を要する情報である要配慮個人情報の原則収集禁止の規定を追加したほか、再委託以上の受託者も受託者の義務を負う旨の規定、派遣労働者にも守秘義務を課す規定、簡易な開示請求手続等の規定を追加した。これらは、元々平成27年に野田警察署から防犯対策として高齢者名簿の提供依頼を受け、公益上特に必要と認め提供をしたところ、市民から複数の利用停止請求（提供停止請求）がなされたことに端を発しており、平成28年8月に野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った後、平成29年12月までで計14回の審議をし、旧条例及び同条例の解釈及び運用の手引の改正案の承認を得た上で実施したパブリック・コメント手続の意見を踏まえて、同年2月に答申を得て議会に上程した。

以上のように、これまで市は、個人情報を取り巻く環境の変化に合わせ種々の改正を行ってきた。特に平成30年の自己情報コントロール権に係る異議申出制度を新設することを含む抜本的な改正のように、市民からの意見聴取を交えつつ制度を構築してきた経緯があった。

・野田市個人情報保護条例の制定、改正年とその概要

昭和59年	野田市電子計算組織の運営に関する規則（昭和59年野田市規則第1号）の制定
平成12年	野田市個人情報保護条例の制定
平成13年 3月29日	野田市個人情報保護条例施行規則の制定、野田市電子計算組織の運営に関する規則の廃止
15年	・実施機関に対し、実施機関が保有する個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を追加 ・罰則規定を追加
16年	・土地開発公社を実施機関の定義に追加 ・個人情報保護に係る努力義務を負う事業者の定義に独立行政法人、地方独立行政法人を追加
17年	・指定管理者について事務受託者と同様の規律を設けた。
20年	・事務受託者、指定管理者について、両罰規定を追加
21年	・条例の適用除外となる統計法に係る個人情報について、文言を整理
23年	・野田市個人情報保護審議会と野田市情報公開不服審査会を野田市情報公開・個人情報保護審査会に統合し、審議会の組織に係る条文を削る。

27年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報について、その他の個人情報より厳しい取扱いとする旨の規定を追加 ・開示請求、訂正請求について事案の移送に係る規定を追加 ・訂正請求に基づき個人情報の訂正の決定をした場合、当該情報の提供先に訂正の旨通知する規定を追加
28年	<ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法改正に伴い、文言を整理 ・審査会への諮問に際し添付すべき書類について規定を追加 ・審査会の答申を受けた場合には、これを尊重し、遅滞なく裁決をしなければならない旨の規定を追加
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求に基づき個人情報の訂正の決定をした場合、当該情報の訂正の旨通知する提供先に条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を追加
30年	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義を厳密にし、個人識別符号、要配慮個人情報、本人について定義規定を追加 ・自己情報コントロール権に係る規定を追加 ・登録簿に記載すべき内容として、事務の概要、委託の有無、電子計算機結合の有無、保存期間を追加 ・要配慮個人情報の収集禁止の規定を追加 ・再委託以上の受託者も受託者の義務を負う旨規定を追加 ・派遣労働者にも守秘義務を課す規定を追加 ・開示請求について簡易な手続等の規定を追加
令和 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の改正に伴う条ずれの改正
4年	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の廃止に伴う引用条文の改正

4 令和3年改正法の概要と法改正に係る課題及び対応

令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年改正法）により個人情報保護法が改正され、個人情報保護法により全ての規律対象が一律に規律されることとなり、これまで野田市が独自に構築してきた個人情報保護制度がリセットされてしまわないよう、市では次のような対応をすることとした。

（1）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

以前は、個人情報保護の規律は、規律対象により別個に法令が定められていたところ、令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、個人情報保護法により全ての規律対象が一律に規律されることとなった。

国の個人情報保護委員会は、改正法の趣旨は、別の規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項であって、法に委任規定が置かれていないものを、条例で独自に規定することは許容されないとしている。

そのため、「本人収集の原則」や「要配慮個人情報の収集禁止」等の現行条例の規定を設けることは認めないものの、個人情報の保有は法令の定める所掌事務の遂行に限定され、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならな

いこととされている。また、不適正な利用の禁止、適正な取得等の定めがあるため、個人情報の保護水準は低下しない旨説明されている。しかし、そもそも改正法の目的において「活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため」としているように、個人情報の産業への利活用を企図する時点で、飽くまで個人情報の厳正な保護を目的として条例を制定した市とは姿勢が異なっている。

市は、平成12年の条例制定時から、個人情報の保護水準を維持するため様々な改正を行ってきた。

特に、平成30年には、実施機関が公益上特に必要と認めて個人情報の目的外提供を行う場合には、その旨を事前に市民に周知し、異議の申出をした該当者の情報は提供情報から除外するという自己情報コントロール権に係る具体的な規定（目的外提供に対する異議申出制度）を追加したことを始め、条例における個人情報の定義を厳密にし、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「本人」について定義規定を追加するなど、個人情報保護には十分に配慮してきた。

今回の個人情報保護法の改正は、これまでの市が取り組んできた個人情報の保護水準を下げてしまうおそれがあり、安易に改正法を市に適用することは、市民から市の個人情報に対する姿勢を問われかねない。

以上のことから、以下に改正法の適用に係る課題を整理した。

一方で、条例は当然ながら、法の制約を受けるものであるため、市としては、条例改正に当たり個人情報保護委員会が許容できないとする規定を除き、現行条例の保護水準を維持するようできる限り規定に盛り込み、それでもなお保護水準の低下が懸念されるものについては、運用等により対応することとした。

（２）法改正に係る課題及び対応

① 自己情報コントロール権の保障（目的外提供に対する異議申出制度）

個人情報保護委員会策定のガイドラインには、「データ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とある。このことから、条例に市の義務としての異議申出制度をおくことはできない。ただし、目的外提供を行うか否か判断する内部的な運用として、本人から提供に対する異議があったことを判断要素とすることは認められているため、理念規定を新たに設けた上で、目的外提供の際の具体的な手続として現行の異議申出制度を実施することとした。（【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について を参照のこと。）

② 情報公開・個人情報保護審査会のあり方

改正法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるとしているが、個人情報保護委員会は個別具体的な事例において判断は示すことはないとしている。一方、制度設計として地方公共団体が審査会の意見聴取を個人情報外部提供等の事実上の要件としたり、審査会の意見を尊重することを義務として定めるような規定を設けることもできないとされた（内規等に定めることも許容されていない。）。

そこで、今後は、目的外提供を行うか否か審査会に聞くことを要件とはせず、目的外提供を行うことを判断するためのアドバイスを適宜求めること、又は審査

会の自発的な調査による意見を判断の参考にすることとし、必要に応じて審査会に御意見を頂くなど、法を逸脱しない範囲で審査会を最大限活用していくこととすることとした。

5 適用の範囲

(1) 法第5章の規律対象となる主体

法第5章の規定は、行政機関等における個人情報等の取扱いについて規律している。野田市の機関も「行政機関等」に含まれ、法第5章の適用を受ける。

法第2条第11項

「行政機関等」とは、次の機関及び法人をいう。

行政機関（法第2条8項）

地方公共団体の機関（議会を除く。）

独立行政法人（法第2条9項）

地方独立行政法人（法第2条10項）

これらの主体が行う個人情報等の取扱いに対して法第5章の規律が適用される。

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する。

公営企業管理者、警察本部長及び消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、「地方公共団体の機関」に該当する。

附属機関（地方自治法第138条の4第3項）、支所及び地方事務所（同法第155条第1項）等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第2条第11項第2号）、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、「野田市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定している。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・ 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）
- ・ 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）
- ・ 行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）

法第2条第8項

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（同項第1号）
- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（法第2条第8項第2号）

- ③ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第2条第8項第3号）
- ④ 内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第2条第8項第4号及び政令第3条第1項）
 - ・ 警察庁
- ⑤ 各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第2条第8項第5号及び政令第3条第2項）
 - ・ 検察庁
- ⑥ 会計検査院（法第2条第8項第6号）

法第2条第9項

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。

法第2条第10項

「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

法第58条第1項並びに第125条第2項及び第3項

次の法人については、「行政機関等」には当たらず、法第5章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関しては個人情報取扱事業者等に対する規定（法第4章）が適用される。

- ① 法別表第2に掲げる法人（法第58条第1項第1号）
- ② 地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（同項第2号）

法第58条第2項並びに第125条第1項及び第3項

行政機関等の行う次の業務については、法第5章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関する規律については、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用される。

- ① 地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務（法第58条第2項第1号）
- ② 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務（同項第2号）

法第63条

「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう。

（2）法第5章の保護対象となる情報

法第2条第1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

法第2条第2項

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

法第60条第1項

「保有個人情報」とは、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、次の文書（以下「行政文書等」という。）に記録されているものをいう。

- ① 行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）
- ② 法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）
- ③ 地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、文書、図画、電磁的記録等、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要がある。そこで、法の主な規律の適用対象となる「保有個人情報」は、行政文書等に記録されているものに限られる。

法において保有個人情報が対象となる規律は、安全管理措置（法第66条第1項）、利用及び提供の制限（法第69条）、本人からの開示等の請求等である。

法第60条第2項

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう。

法第2条第3項

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の①から⑪までの記述等が含まれる個人情報をいう。なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- ① 人種

- ② 信条
- ③ 社会的身分
- ④ 病歴
- ⑤ 犯罪の経歴
- ⑥ 犯罪により害を被った事実
- ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。
- ⑧ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（⑨において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（⑨において「健康診断等」という。）の結果（同条第2号）
- ⑨ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。
- ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。
- ⑪ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

なお、要配慮個人情報であるか否かは、漏えい等の際の個人情報保護委員会への報告が必須か否かに関係する。（法第68条）

（野田市の対応）

旧条例（野田市個人情報保護条例）では第7条第2項の規定により、要配慮個人情報は原則収集してはならないこととなっていたが、市にとって、健康情報や障がいに関する情報などは、それらの情報を取り扱わなければ該当者を支援するという事務の目的が果たせないものであり、当該規定による収集制限は、実態にそぐわない規定となっていた。また、法には、要配慮個人情報の取扱いについて特別の規定が設けられておらず、「データ流通について直接影響を与えるような事項について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とされたことから、当該収集制限はなくなった。

しかしながら、要配慮個人情報については、漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必ず個人情報保護委員会への報告を要する情報とされていることから、要配慮個人情報を取り扱っていることを常に意識し、適切に取り扱うことは引き続き重要である。

このことから、要配慮個人情報の収集項目については、個人情報取扱事務登録簿の記載項目としているので、真に事務に必要なかを見極めて収集し、特段の配慮をもって適切に取り扱われているか意識して事務に当たること。

法第60条第5項

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができるが、野田市においては、条例要配慮個人情報とすべきものは特に想定されておらず、規定していない。

なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい。

法第2条第5項

「仮名加工情報」とは、個人情報を、法に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいう。

法第2条第6項

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次のいずれかの措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

- (1) 同条第 1 項第 1 号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 同項第 2 号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

法第60条第3項

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の①から③までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、次の不開示情報が含まれる場合、これらを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外されている。

- ・ 行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）
- ・ 独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）
- ・ 地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報であって、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）に相当するもの

- ① 法第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（法

第 60 条第 3 項第 1 号)。

- ② 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により、行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が次のいずれかを行うこととなるものであること（法第 60 条第 3 項第 2 号）。
 - ・ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（同号イ）。
 - ・ 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えること（同号ロ）。
- ③ 行政機関等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

法第60条第4項

「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、①特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報）又は②その他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、政令で定めるものをいう。

法第2条第7項

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人に関する情報のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

6 個人情報等の取扱い

(1) 保有に関する制限（法第61条第1項及び第2項）

法第61条第1項

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。

事務又は業務については、行政機関等が事実上行っているというだけではなく、法令上の根拠が必要であり、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

また、同項の規定により、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならぬ。

法第61条第2項

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

(2) 取得及び利用の際の遵守事項（法第61条第3項から第65条まで）

行政機関等は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。他方で、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところである。法第1条にもあるとおり、法は、個人の権利利益を保護することを目的としつつも、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることに留意して、行政機関等が個人情報を取得及び利用の際の遵守事項について規定している。

法第61条第3項

行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

当初の利用目的に照らして、変更後の利用目的を想定することが困難であるような場合には、「変更前の利用目的と相当の関連性を有する」とは認められない。

また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されることの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

法第62条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（同条第1号）。
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき（同条第2号）。
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同条第3号）。
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（同条第4号）。

なお、行政機関等に対して個人情報をその内容に含む書面が一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合については、同条の規定の適用を受けない。

法第63条、法第64条

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

また、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

（野田市の対応）

旧条例（野田市個人情報保護条例）では第7条の規定により、個人情報は原則本人から収集しなければならないこととなっていたが、法の適用後は「データ流通について直接影響を与えるような事項について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とされたことから、当該「本人収集の原則」はなくなった。

しかしながら、本人からの収集の際に法第62条の利用目的の明示が必要になるなど、個人情報の収集先を意識し、適切に取り扱うことは引き続き重要である。

このことから、個人情報の収集先を個人情報取扱事務登録簿の記載項目としているので、どこから収集した情報かを意識して事務に当たること。

法第65条

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することが求められる。

なお、本条における正確性の確保の対象は「事実」ととどまり、評価・判断には及ばないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。

(3) 安全管理措置等（法第66条、67条）

行政機関等において個人情報の管理が十分になされておらず、又は個人情報を取り扱う者がその内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このような事態を防止するため、法は、行政機関等が講ずべき措置及び従事者の義務について定めている。

法第66条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、個人情報保護法ガイドライン（5-3-1（安全管理措置））その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関す

る条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。

(野田市の対応)

野田市においては、別紙「野田市個人情報保護に関する管理基準」に当該措置が盛り込まれているので参照すること。

また、委託先が個人情報取扱事業者（法第16条第2項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第23条）も負うこととなる。行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。

法第66条第2項

次の者がそれぞれ次に記載する業務を行う場合には、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

また、これらの者が個人情報取扱事業者（法第16条第2項）に該当する場合には、個人データに関する安全管理措置の規定（法第23条）についても適用を受ける。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第66条第2項の適用対象となる。

①	行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者	当該委託を受けた業務
②	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項）	公の施設（地方自治法第244条第1項）の管理の業務
③	法別表第2に掲げる法人	政令第19条第1項各号に掲げる業務（※1）
④	地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの	
⑤	地方公共団体の機関	政令第19条第2項各号に掲げる業務（※2）
⑥	独立行政法人労働者健康安全機構	病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（※3）
⑦	①から⑥までの者からそれぞれに記載する業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者	当該委託を受けた業務

※ 網掛け部分は、野田市の業務では想定し得ない。

(※1) 政令第19条第1項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務であって、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第16条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用するもの（政令第19条第1項第1号）
- ② 計量法（平成4年法律第51号）第168条の2（第9号に係る部分に限る。）又は第168条の3第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第2号）
- ③ 種苗法（平成10年法律第83号）第15条の2第1項（同法第17条の2第6項、第35条の3第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第3号）
- ④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第14条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第4号）
- ⑤ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第5号）
- ⑥ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第6号）
- ⑦ がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第23条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第7号）
- ⑧ 法第58条第1項第2号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第19条第1項第8号）

(※2) 政令第19条第2項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第19条第2項第1号）
- ② 法第58条第2項第1号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第19条第2項第2号）

(※3) 現時点において、政令で定められている業務はない。なお、病院の運営の業務以外の業務については、法第66条第1項の適用対象になる。

法第67条

次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- ① 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- ② 法第66条第2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者
- ③ 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）又は従事していた派遣労働者

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。また、「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

(4) 漏えい等の報告等（法第68条）

行政機関等が保有する個人情報に漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることとなりかねない。そこで、法は、行政機関の長等に対し、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には、委員会へ報告するとともに、本人に対して通知することを求めている。

法第68条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。

- ① 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下②から⑤までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第43条第1号）
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第2号）
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第3号）
- ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第4号）
- ⑤ 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）（規則第43条第5号）

漏えい等の具体例としては、例えば、保有個人情報を含む書類・電磁的記録等について、第三者に誤送付・誤送信した場合、盗難や不正アクセス等に遭った場合、情報システムの設定ミス等によりインターネット上で閲覧が可能な状態となっていた場合、紛失、又は誤って廃棄した場合等が考えられる。

なお、法第8条、第9条及び第11条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、行政機関等は、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

法第68条第2項

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない。

ただし、①本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は②当該保有個人情報に法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しない。

なお、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

(5) 利用及び提供の制限（法第69条、第70条）

保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、法は、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。

法第69条第1項

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、「法令に基づく場合」には当たらない。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

なお、法第69条第1項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。

法第69条第2項

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない。

同項第2号及び第3号の「事務又は業務」には、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、事務又は業務の根拠となる「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）。
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3号）。
- ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）。

上記②及び③の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

上記④の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

上記⑤の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、

- ・ 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、
- ・ 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、
- ・ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること、
- ・ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。

さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされている（同条第4項）。

なお、同条第2項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については法第70条の「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」に規定されている。

法第69条第3項

なお、他の法令の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない。

法第69条第4項

さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされている。

なお、同条第2項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については法第70条の規定を参照のこと。

法第70条

行政機関の長等は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号及び第4号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について

(野田市の対応)

「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について

平成 30 年度から施行された制度で旧条例第 5 条の 2 に規定されていたもの。

法令等の定めや本人の同意等ではなく、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号を適用して保有個人情報を目的外に提供する場合（「当該保有個人情報が出版、報道等により公にされているとき」又は「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」を除く。）には、次の手順をとること。

- 1 当該提供の対象となる者（以下「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。
- 2 前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

「目的外提供に対する事前の異議申出制度」の運用要領

① 目的外提供が次の場合に当たるか検討する。

⇒ 当たらない場合は、異議申出制度を実施する必要はない。

ア 法令に基づかない場合 ⇒ 法令に基づく目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

イ 本人の同意がない場合 ⇒ 本人の同意がある目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

ウ 市の機関以外の者に保有個人情報を提供する場合であって、法第 69 条第 2 項第 3 号の「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」又は同項第 4 号の「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」を適用して保有個人情報を目的外に提供しようとする場合

② ①のアからウまでのいずれにも当たる場合は、次の手順で異議申出制度を実施する。

① 遅くとも提供開始の最低三か月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務課と協議する。

② 「相当の理由」又は「特別の理由」の有無について市の機関が自律的に判断するための判断材料とするため、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会に助言を求める。

③ 市の機関が自律的に目的外提供を決定する。

④ 事前に以下の事項を野田市報及び野田市のホームページにより周知する。

- ・提供の趣旨
 - ・提供の内容
 - ・自己の情報が提供されることへの異議がある場合の申出の方法、期日
 - ・その他事例に応じて周知すべき情報、対応すべき事項
- ㊦ 期日までに異議の申出があった者の情報については、提供する情報から除外する。
- ㊧ 提供を実施する。

(6) 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第71条）

法第71条第1項

行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
 - ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準（※1）に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している場合
 - ③ 法令に基づく場合
 - ④ 法第69条第2項第4号に掲げる場合
- （※1） 提供を受ける者における個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること、保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることのいずれかに該当することが必要である。

法第71条第2項

行政機関の長等は、前項の外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ、次の情報を本人に提供しなければならない。

- ① 当該外国の名称（規則第47条第2項第1号）
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（同項第2号）
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（同項第3号）
- ④ その他当該本人に参考となるべき情報（法第71条第2項）

法第71条第3項

行政機関の長等は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、原則として規則で定める次の情報を当該本人に提供しなければならない。

- ① 当該第三者による同条第1項に規定する体制の整備の方法（規則第48条第3項第1号）
- ② 当該第三者が実施する相当措置の概要（同項第2号）
- ③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容の確認の頻度及び方法（同項第3号）
- ④ 当該外国の名称（同項第4号）
- ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要（同項第5号）
- ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要（同項第6号）
- ⑦ 上記⑥の支障に関して当該行政機関の長等が講ずる措置の概要（同項第7号）

（7）個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い（法第72条、第73条）

令和3年改正法では、令和2年の法改正で民間部門について個人関連情報や仮名加工情報の取扱いに関する規定が設けられたことを踏まえつつ、行政機関等の特性も加味して、行政機関等における個人関連情報や仮名加工情報の取扱いについての規定が整備された。また、個人情報の定義の見直しにより、行政機関等が民間事業者等から取得した匿名加工情報が個人情報に該当しなくなることに伴い、行政機関等における匿名加工情報の取扱いについても規定が整備された。

法第72条

行政機関の長等は、個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

法第73条

行政機関の長等は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、次のとおり取り扱わなければならない。

なお、個人情報に当たる場合の取扱いについては、「（5）利用及び提供の制限（法第69条、第70条）」を参照のこと。

- ① 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報を第三者（当該仮名加工情報の取扱

いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない(法第73条第1項)。

- ② 当該仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(同条第2項)。
- ③ 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報(削除情報等)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない(同条第3項)。
- ④ 法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない(法第73条第4項)

なお、上記①、③及び④の「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

法第73条第5項

また、行政機関の長等から個人情報に当たらない仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合についても、上記①から④までと同様に取り扱わなければならない。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）

法第75条第1項

行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報ファイル簿に記載する事項は、次の事項である。個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広く国民に知らしめることとなるので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとしなくてはならない。

野田市における記載方法等は、「個人情報ファイル簿作成マニュアル」を参照すること。

- ① 個人情報ファイルの名称（法第74条第1項第1号）
- ② 個人情報ファイルを保有しようとする機関又は法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第2号）
- ③ 個人情報ファイルの利用目的（同項第3号）
- ④ 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。（同項第4号）
- ⑤ 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法（同項第5号）
- ⑥ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第6号）
- ⑦ 記録情報を、個人情報ファイルを保有しようとする当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先（同項第7号）
- ⑧ 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求（開示請求、訂正請求又は利用停止請求）を受理する組織の名称及び所在地（法第74条第1項第9号）
- ⑨ 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書（訂正請求又は利用停止請求の対象とされた保有個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているとき）に該当するときは、その旨（法第74条第1項第10号）
- ⑩ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第21条第6項第1号）
- ⑪ 電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、公表に係る電子計算機処理に係る個人情報ファイルであって、利用目的及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内であるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルがあるときは、その旨（同項第2号）
- ⑫ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第110条第1号）

- ⑬ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第2号）
 - ⑭ 行政機関等匿名加工情報の概要として規則で定める事項（法第117条第1号）
 - ⑮ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第2号）
 - ⑯ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第3号）
- ※野田市において⑬から⑯までの事項は、当面の間記載を要しない。

法第75条第2項

行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない。

- ① 法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる事前通知を要しない個人情報ファイル（法第74条第2項第1号）
 - ② 事前通知を要しないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの（同項第2号）
 - ③ 既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（同項第3号及び政令第21条第7項）
- 作成及び公表を行う必要がない個人情報ファイルに該当するか否かの判断は、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

法第75条第3項

また、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- ① 記録項目の一部
- ② 記録情報の収集方法（法第74条第1項第5号）
- ③ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関以外の者に経常的に提供する場合における提供先（同項第7号）

法第75条第4項

地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）にも、法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるが、地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない。

⇒野田市は、条例要配慮個人情報を定めていないため記載不要である。

8 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表（法第75条第5項、条例第4条）

法第75条第5項

地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。

⇒ 野田市は、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条に個人情報取扱事務登録簿の登録を定めている。

詳細は、「個人情報取扱事務登録簿記載マニュアル」を参照すること。

（登録簿）

第4条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

4 市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）第1条の規定により設置された野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告し、当該報告に係る事項について意見を求めることができる。

9 開示、訂正及び利用停止

法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができる。

なお、法第125条第2項の規定により、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定については、法第58条第1項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

（1）開示（法第76条～第89条）

法第76条第1項及び第2項

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている。

開示請求の流れについては、開示請求「個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求対応マニュアル」を参照すること。

法第76条第1項

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされている。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用除外とされている（法第124条第1項）。また、行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録された保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示等に係る規定（審査請求に係るものを除く。）の適用については、行政機関等に保有されているものとみなされず、整理された段階で規律対象となる（法第124条第2項）。

また、死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

法第77条第1項

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。

開示請求者は、次の事項を開示請求書に記載しなければならない（法第77条第1項）。

- ① 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第1号）
- ② 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第2号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な開示請求となり法第82条第2項の規定による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる。

なお、開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法に関する事項を記載することができる（政令第23条）。

法第77条第2項

開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であつて、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならないが、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない（政令第22条第1項、第2項及び第3項）。

法第77条第3項

行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。また、行政機関の長等は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

「相当の期間」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して行政機関の長等が判断する。

外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定（法第82条第2項の規定による不開示の決定）をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本項の規定により必ずしも行政機関の長等が補正を求めなければならないものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求をする者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

また、行政機関の長等は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない（法第77条第3項）。

法第78条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条第1項各号に類型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

法が定める不開示情報の類型は次のとおりである（同項）。

- ① 開示請求者（法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次の情報を除く（同項第2号）。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（同号イ）
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（同号ロ）
 - ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分（同号ハ）
- ③ 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下③において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する次の情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に当たらないもの（同項第3号）
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同号イ）
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされている情報その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報（同号ロ）
- ④ 行政機関の長が法第82条各項の規定による開示をする旨の決定又は開示をしない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（法第78条第1項第4号）
- ⑤ 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は当該地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報（同項第5号）
- ⑥ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互

間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（同項第6号）

⑦ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同項第7号）

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（同号イ）

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（同号ロ）

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（同号ハ）

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（同号ニ）

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（同号ホ）

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（同号ヘ）

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（同号ト）

法第78条第2項

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、開示請求をしようとする者が開示決定等についてあらかじめ想定することができる程度に明確なものとすることが望ましい。

(野田市の対応)

「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」を策定しているため、参照すること。

法第79条

行政機関の長等は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければならない。

- ① 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき（同条第1項）。
- ② 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるとき（法第79条第2項）。

法第80条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の行政的な判断により、開示することが可能である。

法第81条

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが可能である。

なお、開示請求を拒否することも、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項

行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から30日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない。

法第83条第2項

開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日

以内に限り延長することができる。

法第84条

また、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分理由を示す必要がある。

なお、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う開示決定等も、法の規定に基づき行うものであることから、同法第8条の適用がある点に留意が必要である。

また、各行政機関の長等は、開示決定等において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

法第85条第1項

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができ、移送をした行政機関の長等は、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

法第85条第2項

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について開示決定等を行わず、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる。

法第85条第3項

また、移送を受けた行政機関の長等が開示決定（法第82条第1項の決定をいう。以下同じ。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

事案の移送は、国の行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間において行うことが可能である。

なお、開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も

変わること（再移送）は、適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適當な移送が行われることにより本人に不當な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

法第86条第1項

開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、反対する理由について根拠を示して記載する等できる限り行政機関の長等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関等による法第86条第1項の規定に基づく資料の収集、意見の聴取等は、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、当該第三者が反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、同条第3項の規定による反対意見書の提出があった場合の手續によらなければならない。

法第86条第2項

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、法第80条の規定（裁量的開示）により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書提出の機会を与えなければならない。

なお、意見書提出においては、できる限り行政機関等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取と同様である。

法第86条第3項

行政機関の長等は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

なお、個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置く場合においては、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

法第87条第1項

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている状態等に応じて、文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法により行わなければならない。

法第87条第2項

行政機関等は、電磁的記録による開示を行うことも可能だが、電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

法第87条第3項及び第4項

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として30日以内に、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、求める開示の実施方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はない（政令第26条第2項）。

法第88条

他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定（※1）があり、その開示の方法が法第87条第1項本文に規定する開示の方法（文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法）と同一の内容である場合（※2）には、法に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、法による開示を行わないこととしている。

（※1）一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。

（※2）開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。

法第89条

開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない。

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能であるとされていることから、野田市では手数料を無料とし、写しの交付や送付に係る実費に相当する額を徴収することとしている。

（2）訂正（法第90条～第97条）

法第90条第1項及び第2項

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。

法第90条第1項

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（同項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けた情報（法第90条第1項第2号）

法第90条第3項

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第91条第1項

訂正請求は、書面を提出して行わなければならない。

訂正請求者は、次の事項を訂正請求書に記載しなければならない（同項）。

- ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第1号）
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第2号）
- ③ 訂正請求の趣旨及び理由（同項第3号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり法第93条第2項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第91条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる。

法第91条第2項

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、訂正請求者が本人であること（代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

法第91条第3項

行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

法第92条

行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない

訂正をする旨の決定又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

法第93条第1項及び第2項並びに第94条第1項

行政機関の長等は、原則として訂正請求があった日から30日以内（法第91条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

法第94条第2項

訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる。

法第95条

また、訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、法第94条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるが、その場合は、30日以内に、訂正請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

- ① 同条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第1号）
- ② 訂正決定等をする期限（同条第2号）

訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。また、各行政機関の長等は、訂正決定等において、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

法第96条第1項

行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が法第85条第3項の規定（開示請求の事案の移送）により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされた開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。

法第96条第2項

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等をしなればならず、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる。

法第96条第3項

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定（法第93条第1項の決定をいう。以下同じ。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

法第97条

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

（3）利用停止（法第98条～第103条）

法第98条第1項及び第2項

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。

法第90条第1項及び第98条第1項

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる。

法第98条第3項

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第99条第1項

利用停止請求は、書面を提出して行わなければならない。

利用停止請求者は、次の事項を利用停止請求書に記載しなければならない（同項）。

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第1号）
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第2号）
- ③ 利用停止請求の趣旨及び理由（同項第3号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第101条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、利用停止請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第99条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる）。

法第99条第2項

利用停止請求をする者は、利用停止請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、利用停止請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

法第99条第3項

行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

法第100条

行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

利用停止請求に理由があるかの判断は、当該請求に係る行政機関等の所掌事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合）には、行政機関の長等は利用停止をする義務を負わない（法第100条ただし書）。

利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行

政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある）。

法第101条及び第102条第1項

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から30日以内（法第99条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

法第102条第2項

利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる

法第103条

また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、法第102条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるが、その場合は、30日以内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない

- ① 同条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第1号）
- ② 利用停止決定等をする期限（同条第2号）
利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。
また、各行政機関の長等は、利用停止決定等において、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

（4）審査請求（法第105条、第106条）

法第106条第1項

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続等に関する規定（行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項）は適用しない。

法第106条第2項

また、行政不服審査法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている。

法第105条第1項及び第3項

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問しなければならない。

(5) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（法第106条、第107条）

法第106条第1項

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第86条第3項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

- ① 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決（同項第1号）
- ② 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（同項第2号）

法第107条第2項

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

(6) 開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め（法第108条）

法第108条

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない。

(野田市の対応)

野田市においては、条例第6条に次の規定を設けている。

(開示の手続に関する事項)

第6条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、当該保有個人情報に係る部分の閲覧、写しの交付又は視聴とする。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者は、当該文書、図

画又は電磁的記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

- 3 市の機関は、開示決定に基づき保有個人情報記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させることができる。
- 4 法第87条第1項の規定による写しの交付における交付部数は、当該保有個人情報記録された地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

10 行政機関等匿名加工情報の提供等

(1) 行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第109条）

法第109条第1項

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成する場合には、法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従わなければならない。

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる（同条第2項）。

（野田市の対応）

行政機関の長等は、行政機関匿名加工情報を作成することができるが、野田市においては、適切な加工のための専門的知識を持つ人材の確保、加工が適切に行われたかの確認方法等について、実際に作成した地方公共団体における運用を確認し、個人情報の保護を適切に図ることができる制度設計について慎重に検討する必要があること、国とは違い市レベルで具体的な利用ニーズが見込めないことから、当面の間、作成を行わない。

法第109条第2項

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従う場合を含む。）（同項第1号）
- ② 行政機関の長等が利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合（同項第2号）

「法令に基づく場合」については、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集制度に従って提供する場合を含む。

（野田市の対応）

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないが、法第109条第2項の規定により、他の行政機関等が提供した行政機関等匿名加工情報を市が入手し、取り扱った場合は、法令に基づいて管理する。

法第109条第3項及び第4項

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。）のうち、保有個人情報に該当するものを自ら利用し、又は提供してはならない。

行政機関等は、作成した行政機関等匿名加工情報について、これを提供する前に、適

正に加工されていることを確認しなければならない。

(野田市の対応)

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないため、削除情報は生じない。

法第117条

行政機関の長等は、作成された行政機関等匿名加工情報について、作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次の事項を記載しなければならない。

- ① 行政機関等匿名加工情報の概要として規則で定める事項（同条第1号）
- ② 法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地（法第117条第2号）
- ③ 法第118条第1項の提案をすることができる期間（法第117条第3号）

なお、作成された行政機関等匿名加工情報については、行政機関等匿名加工情報の特定に資するよう、法第117条及び規則で定める事項のほか、当該行政機関等匿名加工情報の名称を各行政機関等のホームページなどで公表することが望ましい。

(野田市の対応)

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないため、個人情報ファイル簿に記載することはない。

法第121条第1項

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(野田市の対応)

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないが、法第109条第2項の規定により、他の行政機関等が提供した行政機関等匿名加工情報を市が入手し、取り扱った場合は、法令に基づいて管理する。

法第121条第2項

行政機関等匿名加工情報、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報については、漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

これらの同条第1項及び第2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される（同条第3項）。

(野田市の対応)

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないが、法第109条第2項の規定により、他の行政機関等が提供した行政機関等匿名加工情報を市が入手し、取り扱った場合は、法令に基づいて管理する。

法第122条

次の者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- ① 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- ② 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者又は従事していた者
- ③ 行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

（野田市の対応）

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないが、法第109条第2項の規定により、他の行政機関等が提供した行政機関等匿名加工情報を市が入手し、取り扱った場合は、法令に基づいて管理する。

（2）行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集（法第111条～第120条）

法第111条及び法附則第7条

行政機関の長等は原則として定期的に提案の募集を行わなければならないが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意とされている。任意で募集を行う場合は、提案募集に関する各規定の適用を受けるほか、法第110条の規定に従い、提案を募集する個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

（野田市の対応）

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の提案募集は、当面の間行わない。

（3）行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第123条）

法第123条第1項

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

法第123条第2項

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次のいずれの対応も行ってはならない。

- ① 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は法第43条第1項の規定により行われた加工（個人情報取扱事業者による規則で定める基準に従った個人情報の加工）の方法に関する情報を取得すること。
- ② 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

法第123条第3項

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、同条第2項及び第3項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される。

（野田市の対応）

野田市においては、行政機関等匿名加工情報の作成を当面の間行わないが、法第44条の規定により、匿名加工情報取扱事業者が提供した匿名加工情報を市が入手した場合の取扱いについては、法令に基づき適正に実施する。

11 雑則

(1) 適用除外等（法第124条）

法第124条第1項

次の者に関する保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない。

- ・ 刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判を受けた者
- ・ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分を受けた者
- ・ 刑又は保護処分の執行を受けた者
- ・ 更生緊急保護の申出又は恩赦の上申があった者

法第124条第2項

行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第5章第4節第4款（審査請求）を除く同節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない。

なお、これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第5章第4節の規定が適用されることとなるが、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人においては速やかに分類・整理することが望ましい。

(2) 開示請求をしようとする者への情報提供等（法第127条）

法第127条

行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない。

開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが（法第77条第1項第2号）、本人にとって自己に関する情報が行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人でどのように記録されているかを知ることは容易ではない。このように、本人が法に規定する開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、容易かつ的確に法第127条に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。

同条の「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、請求窓口や案内窓口の整備、請求に係る手続等の教示等が考えられる。

(野田市の対応)

野田市においては、請求及び案内の窓口として情報公開コーナーを設置している。

(3) 苦情処理（法第128条）

法第128条

行政機関等においては、個人情報の利用及び提供等に関する様々な苦情が寄せられることが考えられるが、このような苦情については、簡易迅速に解決を図ることが、個人情報の保護及び行政機関等における個人情報の取扱いに対する国民の信頼確保のために重要である。

そこで、行政機関の長等は、個人情報等の取扱いに関する苦情について、個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口の設置及び国民への周知、苦情処理に係る組織体制の整備等を行うことにより、適切かつ迅速な処理に努める必要がある。

(野田市の対応)

野田市においては、総務課がこの対応を行う。

(4) 地方公共団体に置く審議会等への諮問（法第129条）

法第129条

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

(野田市の対応) 条例に次の規定を置き、対応する。

(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

12 罰則

- (1) 個人の秘密が記録された個人情報ファイルを正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第176条）
- (2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第180条）
- (3) 権利を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第181条）
- (4) 偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料（法第185条第3号）

13 個人情報保護委員会との関係

(1) 施行の状況の報告等（法第165条）

法第165条

個人情報保護委員会は、各行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人から、法律の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表する。

委員会による行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人における法の施行状況の把握は、監視措置の実効性を担保するために不可欠であり、また、法の施行状況を広く国民に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人情報の保護に資するものであることから、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められる。

(2) 地方公共団体による必要な情報等の提供の求め（法第166条第1項）

法第166条第1項

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めすることができる。

地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましいとされている。

(野田市の対応)

個人情報保護委員会は、仮に助言を求めても、個別具体的な判断は行わないとしている（※）が、個人情報保護のために必要であるため、この制度を積極的に活用し、参考にすること。

（※例えば、法第69条第2項各号の解釈について疑義がある場合には、委員会に対し、技術的な助言を求めることが可能だが、法第69条第2項柱書きで「行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」とあるところ、同項各号の該当性に関し、具体的な事案における運用については、一義的には各地方公共団体の機関において法の規定に照らして適切に判断・対応するべきもの、としている。）

(3) 条例の届出（法第167条第1項）

法第167条第1項

地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。

届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の

各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。

(野田市の対応)

既に野田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び野田市情報公開・個人情報保護審査会条例を届け出ている。2条例に変更がある場合には届け出ること。

14 法と条例との関係

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

- ・ 開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

（野田市の対応）

開示等請求における手数料については、条例第5条に規定し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、当面の間制度を導入しないことから定めていない。

条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

- ① 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ② 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ③ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ④ 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

（野田市の対応）

②については条例第4条に、④については第6条に、⑤については第7条に定め、①、③については定めないこととした。

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

（野田市の対応）

今回の個人情報保護法の改正は、これまでの市が取り組んできた個人情報の保護水準を下げてしまうおそれがあり、安易に改正法を市に適用することは、市民から市の個人情報に対する姿勢を問われかねない。一方で、条例は当然ながら、法の制約を受けるものであるため、市としては、条例改正に当たり個人情報保護委員会が許容できないとする規定を除き、現行条例の保護水準を維持するようできる限り規定に盛り込み、それでもなお保護水準の低下が懸念されるものについては、運用等により対応することとした。

15 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の逐条解説

第1条 (趣旨)	65
第2条 (用語)	66
第3条 (自己情報コントロール権の尊重)	67
【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について	67
第4条 (登録簿)	71
第5条 (開示請求に係る手数料)	76
第6条 (開示の手続に関する事項)	78
第7条 (審査会への諮問)	80

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定趣旨を明らかにしたものである。

【摘要】

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、同法の施行に関して必要な事項を定めるため、制定され、令和5年4月1日から施行された。

この条例の施行前は、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）により個人情報保護制度の運用に当たっていたが、改正個人情報の保護に関する法律の施行により、地方公共団体も法の適用を受けることとされた。

この条例は、法の規定の範囲で定めることができるとされた独自の規定を定めるものである。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の例による。

【摘要】

この条例で使われる法令の例による用語の意義については、次のとおりである。

条例第4条第1項「個人情報」・・・法第2条第1項

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

条例第6条第1項「保有個人情報」・・・法第60条

(定義)

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

条例第6条第2項「電磁的記録」・・・法第60条

電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。

条例第6条第4項「地方公共団体等行政文書」・・・法第60条

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するも

のとして政令で定めるものを除く。)をいう。

(自己情報コントロール権の尊重)

第3条 ^②市の機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。)は、^①市民の自己情報コントロール権を尊重するよう努めなければならない。

【解釈】

本条は、廃止された野田市個人情報保護条例(平成12年野田市条例第25号。「旧条例」という。)の第5条の2の「自己情報コントロール権」に係る規定を存続させたものである。

ただし、旧条例第5条の2に規定された「目的外提供に対する事前の異議申出制度」については、法に規定がなく、また、法施行条例で規定することが許容されないとされているものであったため、本条には具体的に規定せず、運用を明文化していくこととした。

- ① 市民の自己情報コントロール権の定義及びこれを尊重するよう努めることについて
「法では、第三者提供に際しての本人同意原則、利用目的の通知の求め、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求、目的外利用提供に際しての本人同意原則等、自己情報に対するコントロールの仕組みを導入している」とされているものの(『新・個人情報保護法の逐条解説』宇賀克也著、有斐閣)、「自己情報コントロール権」についての明確な定義は法令にはなく、この条例にあっても必ずしも明確にしていなかったが、法に規定される「第三者提供に際しての本人同意原則、利用目的の通知の求め、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求、目的外利用提供に際しての本人同意原則」と合わせて、次に記載する「目的外提供に対する事前の異議申出制度」を適切に運用することにより、自己情報コントロール権を尊重するよう努める。

【特記事項】「目的外提供に対する事前の異議申出制度」について(再掲)

平成30年度から施行された制度で旧条例第5条の2に規定されていたもの。

法令等の定めや本人の同意等ではなく、法第69条第2項第3号及び第4号を適用して保有個人情報を目的外に提供する場合(「当該保有個人情報が出版、報道等により公にされているとき」又は「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」を除く。)には、次の手続をとること。

- 1 当該提供の対象となる者(以下この【摘要】において「対象者」という。)に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。
- 2 前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

「目的外提供に対する事前の異議申出制度」の運用要領

① 目的外提供が次の場合に当たるか検討する。

⇒ 当たらない場合は、異議申出制度を実施する必要はない。

ア 法令に基づかない場合 ⇒ 法令に基づく目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

イ 本人の同意がない場合 ⇒ 本人の同意がある目的外提供の場合、異議申出制度を実施する必要はない。

ウ 市の機関以外の者に保有個人情報を提供する場合であって、法第 69 条第 2 項第 3 号の「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」又は同項第 4 号の「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」を適用して保有個人情報を目的外に提供しようとする場合

② ①のアからウまでのいずれにも当たる場合は、次の手順で異議申出制度を実施する。

① 遅くとも提供開始の最低三か月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務課と協議する。

② 「相当の理由」又は「特別の理由」の有無について市の機関が自律的に判断するための判断材料とするため、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会に助言を求める。

③ 市の機関が自律的に目的外提供を決定する。

④ 事前に以下の事項を野田市報及び野田市のホームページにより周知する。

- ・提供の趣旨
- ・提供の内容
- ・自己の情報が提供されることへの異議がある場合の申出の方法、期日
- ・その他事例に応じて周知すべき情報、対応すべき事項

⑤ 期日までに異議の申出があった者の情報については、提供する情報から除外する。

⑥ 提供を実施する。

○参考 法第 69 条

（利用及び提供の制限）

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 (略)

※網掛けの「法令」は、条例を含む。第1項の「法令に基づく場合」は、条例を含まないため注意。

②「市の機関」の定義について

この条例では「市長」は「野田市長」を、「教育委員会」は「野田市教育委員会」を、「選挙管理委員会」は「野田市選挙管理委員会」を、「監査委員」は「野田市監査委員」を、「公平委員会」は「野田市公平委員会」を、「農業委員会」は「野田市農業委員会」を、「固定資産評価審査委員会」は「野田市固定資産評価審査委員会」を、「水道事業管理者」は「野田市水道事業管理者」を、「消防長」は「野田市消防長」をそれぞれ指す。

旧条例で実施機関となっていた「議会」は、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に含まれず、基本的に、法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていない。個人情報の取扱いについては、「野田市議会の個人情報の保護に関する条例」の規定を遵守する。

旧条例で実施機関となっていた「野田市土地開発公社」は、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に含まれず、個人情報の取扱いについて法第4章の規定を遵守する。

個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する（※1）（※2）。

（※1）公営企業管理者、警察本部長及び消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、「地方公共団体の機関」に該当する。

（※2）附属機関（地方自治法第138条の4第3項）、支所及び地方事務所（同法第155条第1項）等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q 2-1-1

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された「土地開発公社」は、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に含まれるか。

A 2-1-1

「土地開発公社」は、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に含まれません。なお、土地開発公社が個人情報データベース等を事業の用に供している場合には、個人情報取扱事業者に当たり（法第16条第2項）、個人情報の取扱いについて法第4章の規定を遵守する必要があります。

(登録簿)

第4条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

2 市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

4 市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）第1条の規定により設置された野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告し、当該報告に係る事項について意見を求めることができる。

野田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(登録簿)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (2) 事務の届出年月日、開始年月日及び最終変更年月日
- (3) 個人情報を取り扱う事務の名称、目的及び概要
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の収集項目及び収集先
- (6) 個人情報の目的外利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先及びその理由
- (7) 市の機関以外のものへの委託等の有無
- (8) 電子計算機結合の有無及びその結合先
- (9) 当該事務で使用する個人情報ファイルの有無及びその名称

2 条例第4条第2項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する個人情報を取り扱う事務
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報を取り扱う事務
- (3) 専ら市の機関の職員又は職員であった者の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関する個人情報（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）を取り扱う事務
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報を取り扱う事務
- (5) 1年以内に消去することとなる個人情報を取り扱う事務
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項を取り扱う事務
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する情報であって、専ら当該学術研究の目的のために利用する事項を取り扱う事務
- (8) 専ら次に掲げる者の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関する個人情報（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報を含む。）を取り扱う事務

ア 次に掲げる者又はこれらの者であった者

(ア) 市の機関以外の行政機関等の職員

(イ) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(ウ) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

(エ) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

イ 個人情報の保護に関する法律第74条第2項第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

【趣旨】

個人情報、取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で取り扱わなければならない。

個人情報を取り扱う事務の登録及び登録簿の公表の趣旨

○ 職員に対して

それぞれの事務において取り扱う個人情報の項目や方法、取扱いの制限を確認し、適正な取扱いを図るためのもの。

○ 市民に対して

市が個人情報を取り扱う事務の概要を確認するためのもの。

人事異動等により、既存の事務の担当となった場合には、登録簿により、どのような目的で、どの範囲の情報を取り扱うのか確認すること。その際、事務の実施に当たり、不要な個人情報の取扱いが届け出られている場合などは、登録簿についての変更の届出をすること。また、そもそも登録がない場合は、速やかに登録をすること。

個人情報を取り扱う事務の公表は、市民の自己情報コントロール権の行使の手掛かりとなるものである。登録が適切になされていないと、市民は、市の個人情報の取扱いを確認することができず、市民の自己情報コントロール権を行使する権利を奪ってしまうことにつながってしまうため登録の漏れがないよう徹底すること。

【運用】

◎ 登録簿は、『個人情報取扱事務登録簿記載マニュアル』に従い作成すること（不明な点は、総務課に問い合わせること。）。

◎ 新規の事務の実施に当たっては、そもそも個人情報を収集する必要があるか、必要である場合は、どのような目的で、どの範囲の個人情報が必要であるかを十分検討し、登録簿を作成すること。

注意 個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部を委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該事務の担当課が届け出ること。

登録簿作成後の流れ

① 総務課に提出

② 野田市情報公開・個人情報保護審査会に**担当課が出席して報告**

審査会での報告は、年度ごとに4回程度、概ね市議会定例会後の時期に行うものとする。

③ 総務課が登録簿及び一覧表をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表
(一覧表の作成は総務課)

※ 登録簿の変更の場合も同様

◎ 個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、登録の廃止をすること。登録の廃止の場合は、所管部署が総務部総務課へ廃止届を提出して行い、審査会での報告は不要。

◎ 次の事務は、登録の対象外としている。

(1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する個人情報を取り扱う事務

(2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報を取り扱う事務

(3) 専ら市の機関の職員又は職員であった者の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関する個人情報（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）を取り扱う事務

⇒ 給与や福利厚生等のために取り扱う職員又は職員であった者の扶養者等の情報も適用対象外に含まれる。

(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報を取り扱う事務

(5) 1年以内に消去することとなる個人情報を取り扱う事務

・登録の対象外となる例

〇〇支援事業の検討のため、モデル事業としての〇〇支援事業を単年度限りで実施する。

1 支援対象者の募集を4月に開始し、応募者の個人情報を取り扱う。

2 翌年3月末日までに事業を終え、個人情報の取扱いも終了する。

3 5月の庁内一斉文書廃棄のタイミングで個人情報を廃棄する。

⇒ 4月に収集し、翌年3月末日に取扱いを終了し、5月の庁内一斉文書廃棄のタイミングで廃棄するものは、1年未満で廃棄となる。

⇒ 継続的に事務を実施することを決定した場合は、速やかに登録すること。

・登録の対象となる例

◎◎支援事業の検討のため、モデル事業としての◎◎支援事業を複数年度にわたって実施する。

1 支援対象者の募集を10月に開始し、応募者の個人情報を取り扱う。

2 12月に当該年度の事業を終えるが、翌年6月に、支援を受けた者の半年後の状況を確認するため、再度応募者の個人情報を取り扱う。

⇒ 複数年度にわたって個人情報を取り扱うため、モデル事業であっても、事業開始前に登録が必要となる。

なお、個人情報を6月に廃棄する場合であっても、複数年度にわたって個人情報を取り扱うため、登録の対象となる。

(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項を取り扱う事務

⇒ 工事に関する事務などで、入札参加者の担当者の連絡先や工事請負者の担当者の連絡先など、送付又は連絡に必要な個人情報のみを取り扱う事務は届出の対象外となる。

(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する情報であって、専ら当該学術研究の目的のために利用する事項を取り扱う事務

(8) 専ら次に掲げる者の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関する個人情報（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報を含む。）を取り扱う事務

ア 次に掲げる者又はこれらの者であった者

(ア) 市の機関以外の行政機関等の職員

(イ) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(ウ) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

(エ) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

務

イ 個人情報の保護に関する法律第74条第2項第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

※ 法第75条第1項の規定による「個人情報ファイル簿」の作成・公表の義務の対象外となるものを扱う事務については一部を除き、「個人情報取扱事務登録簿」の登録の対象外としているものである。

個人情報ファイル簿の作成・公表の義務の対象外となる趣旨は、(1)及び(2)については、個人情報ファイルの存在を公表することにより、国の重大な利益や犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあること、また、(3)から(8)までについては、国民の権利利益の侵害が比較的少ないことが挙げられている。

◎ 定期的な所属長による登録簿の確認について

1 所属長は、毎年度、5月末までに、所属課における個人情報取扱事務の登録が適切になされているか確認すること（登録の漏れはないか、又は記載されている事項に変更すべき点はないか。）。

確認後は、総務課に報告すること。なお、登録の漏れや、記載されている事項に変更すべき点があるときは、速やかに登録簿等の作成をすること。

この報告と併せて、当該年度における新たな事務の開始や現行の事務の変更の予定についての報告をすること。

2 所属長は、毎年度、2月中に、翌年度から開始する事務、変更する事務及び廃止する事務についての届出がなされているか確認すること。届出がなされていない場合は、3月に開催予定の審査会に間に合うよう、速やかに総務課に連絡すること。

【確認方法】

① 個人情報を取り扱う事務の登録簿が漏れなく届け出られているかを、市ホームページで公表されている登録簿により確認する。

※ 総務課による公表漏れがないかの確認の意味もあるので、必ず公表されている登録簿により確認すること。内容の確認も同様（変更の届出の反映漏れがないかの確認の意味がある。）。

② ①の確認により、

- ア 登録がない場合は、登録簿を作成して総務課に届け出ること。
- イ 記載事項に変更すべき点がある場合は、変更届を作成して総務課に届け出ること。
- ウ 廃止された事務の登録簿がある場合は、廃止の届出をすること。

◎職員向けにワンポイント！

登録簿の登録、変更、廃止を通じて、都度、個人情報取扱事務を見直そう！

①法定されているものは、当然収集する。

当該情報について、仮に市で具体的に利用する場面や意志がなかったとしても、その内容を欠けば申請等としては不適格なものとなり、市民の利益を損ねる。

事務の根拠となっている法令に対する理解を深めなくてはならない。

単に「法定されているから」ではなく、「なぜ法定されているのか」も含め市民に説明できるようになる必要がある。

②市の例規、運用で収集するものは、適宜収集情報の見なおしをする。

事務において収集する個人情報は必要十分が原則であり、みだりに収集してはならない。当該情報を収集する必要があるか、また、保有することに意義があるか、よく検討する必要がある。

現在既に実施している事務においても、当初の収集目的が一定程度達成され、ある時点から収集不要となることはあり得る。一方で市民からの要望に対応するためや、事務の効率化のため収集項目が増えることもあるため、前例踏襲に陥らず、適宜収集情報について見直さなくてはならない。

登録簿の収集項目については、表記が煩雑になることを避けるため複数の内容を一つの語にまとめているものがある（例えば、「個人識別符号」は被保険者番号、免許証番号等を包括する概念である。）。一方でそれ故に、事務担当者が交代した場合には、当該収集項目の実態が何であるか不明確になってしまうことも起こりえる。そのような事態になると、市民への説明責任も果たせなくなる。そのため、所管課は登録簿の記載事項について具体的に何であるか、また、当該事務のどのタイミングでどのような理由から収集するのか、事務担当者が交代しても引き継げるようにしておかなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

野田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(写しの作成及び送付に要する費用)

第4条 条例第5条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、単色刷りで日本産業規格A列2番まで又は多色刷りで日本産業規格A列3番まで1枚につき10円とし、その他のものは、実費に相当する額とする。

2 条例第5条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。

【摘要】

写しの作成及び送付に要する費用については、手数料ではなく実費負担という形式をとる。なお、支払は写しの交付を受ける際に行われるものとする。

1 写しの作成に要する費用及び納付方法

<白黒文書>

1枚10円

※ A2版以下の大きさに限る。

※ 両面印刷でも1枚10円

※ カラー文書を請求者の希望に応じて白黒文書の写しの交付とすることは可能である。

※ カラーの部分が決裁の押印だけである起案文書については、白黒文書の写しの交付をすることを原則とする。当然、請求者の希望に応じてカラー文書による写しの交付も行う。

<カラー文書>

1枚10円

※ A3版以下の大きさに限る。

※ 両面印刷でも1枚10円

<白黒A2版又はカラーA3版を超える大きさの文書>

白黒A2版以下又はカラーA3版以下の大きさに複数枚とする場合

⇒ 枚数に応じた額

<デジタルデータ>

・CD-Rへの複製の場合 1枚65円

・DVD-Rその他の可搬型の記憶媒体への複製の場合 実費に要する額

※ 不開示情報が含まれていないデータに限る。

※ セキュリティの観点から、請求者の持参する機器への複製は認めることはできない。

《納付方法》

・来庁の場合

情報公開コーナーにおいて総務課職員に手渡しし、領収証を受け取る。

・来庁以外の場合

① 実施機関が郵送する納付書により納付する。

② 定額小為替を実施機関に郵送する方法により納付する。領収証は、開示対象文書の郵送時に同封させていただくか、又は別途郵送する。

2 写しの送付に要する費用及び納付方法

写しの送付に必要な料金分の切手を貼った返信用封筒を実施機関に提出する。

写しの作成においては、原本が A4 片面 2 枚であるものを A4 両面 1 枚で作成するなど、市民の負担軽減のためできるだけ安価に済む方法を採用すべきであるが、開示請求者の意向等によっては、それ以外の方法を採用することもあり得る。なおその場合、開示請求者に当該方法が最も安価ではない可能性があることについて説明し、同意を取っておくことが望ましい。

(開示の手続に関する事項)

第6条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、当該保有個人情報に係る部分の閲覧、写しの交付又は視聴とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者は、当該文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

3 市の機関は、開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させることができる。

4 法第87条第1項の規定による写しの交付における交付部数は、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

【摘要】

第1項

- 法第87条第1項では、保有個人情報の開示の実施の方法について定めている。保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付によることとされ、電磁的記録に記録されているときは、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。」とあり、その方法を定めるものである。

できる限り文書又は図画に記録されているものと遜色のない開示方法を用意するという観点から「当該保有個人情報に係る部分の閲覧、写しの交付又は視聴」から選択できることとしている。

「閲覧」の方法については、電磁的記録に記録された保有個人情報について、用紙に出力したものを閲覧させることにより開示する。

部分開示の場合は、「文書又は図画」と同様の方法により行う。

閲覧

無料である。カメラ機能が付いたポータブル機器（スマートフォンやデジタルカメラなど）やポータブルスキャナーの使用も可能である（使用する機器及び必要な電源等を請求者が持参する場合に限る。）。

写しの交付

前条のとおり、請求者による費用の負担が必要となる。

閲覧及び写しの交付

開示の決定をされた文書を閲覧し、必要なページのみ写しの交付も可能とする。

※ 閲覧は、原本の写しで実施し、請求者が選択したページそのものを交付する。

郵送による写しの交付

請求者には、写しの交付に要する費用のほか、郵送に要する費用の負担（切手を貼った返信用封筒の提出）が必要となる。

○ 不開示情報が含まれていない電磁的記録の写しの交付の方法は、画面を印刷した文書による方法及びCD-Rなどの可搬型の記憶媒体への複写による方法のいずれも可能であるが、閲覧の方法は、画面を印刷した文書による方法のみとする。

◎ 「図画」には、写真やフィルムが含まれる。
「電磁的記録」には、磁気テープや光ディスクなども含まれる。
開示の実施方法は、市が保有する機器により対応できる方法に限る。

第2項及び第3項

○ 開示の際における請求者の義務と、義務違反があった場合に、視聴又は閲覧を中止させることができることを定めるものである。
視聴又は閲覧を中止させる際には、その理由を説明し、弁明の機会を付与すること。

第4項

○ 交付部数については、1部限りとし、2部以上の交付を希望された場合には、行政資料コーナー等のコピー機を御案内する。

(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【摘要】

個人情報保護法制下における審査会への諮問事項を定めた規定である。

第1号は、本条例の改正及び廃止の際に諮問できるという規定である。

第2号中、法第66条第1項は次のような規定である。

「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

第3号

「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものであり、例えば、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用についての細則が考えられる。

16 個人情報保護制度の運用に当たって遵守すべき法令及び例規について

(1) 個人情報保護制度の運用に当たって遵守すべき法令及び例規

個人情報保護制度の運用に当たって遵守すべき法令及び例規は、次のとおりである。

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 個人情報の保護に関する法律施行令
- ③ 個人情報の保護に関する法律施行規則
- ④ 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑤ 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(2) 個人情報保護制度の運用に当たって参照すべきガイドライン等

個人情報保護制度の運用に当たって参照すべきガイドライン等は次のとおりである。

- ① 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ③ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ④ 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- ⑤ 政府が定めた「個人情報の保護に関する基本方針」のうち、「地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」

(3) 個人情報保護制度の運用に当たって参照すべき市のマニュアル等

個人情報保護制度の運用に当たって、次に掲げる内容については、市が別途策定したマニュアル等を参照すること。

- ① 個人情報取扱事務登録簿の記載に関すること
「個人情報取扱事務登録簿記載マニュアル」を参照すること。
- ② 個人情報ファイル簿の作成に関すること
「個人情報ファイル簿作成マニュアル」を参照すること。
- ③ 保有個人情報開示請求の対応に関すること
「個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求対応マニュアル」を参照すること。
- ④ 法に基づき市の機関が行う処分に係る審査基準に関すること
「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」を参照すること。
- ⑤ 法第66条に規定する保有個人情報の安全管理措置に関すること
「野田市個人情報の保護に関する管理基準」を参照すること。

(4) 個人情報保護制度の運用に当たって出資法人の監督、委託先業者への委託の際参考にするべきガイドライン等

個人情報保護制度の運用に当たって出資法人の監督、委託先業者への委託の際は、次のガイドライン等を参考にする。

- ① 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

なお、ガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aは、個人情報保護委員会のホームページによりダウンロードすることができる。

個人情報保護委員会 < 個人情報保護法等 < 法令・ガイドライン等
(令和5年4月1日時点のURL)<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

野田市における個人情報保護制度の運用の手引

令和5年4月1日 策定

野田市総務部総務課

問合せ先 04-7199-4915 (法務室直通)

内線 2302 2303 2304